

【介護報酬】

<事業所規模区分の取扱い>

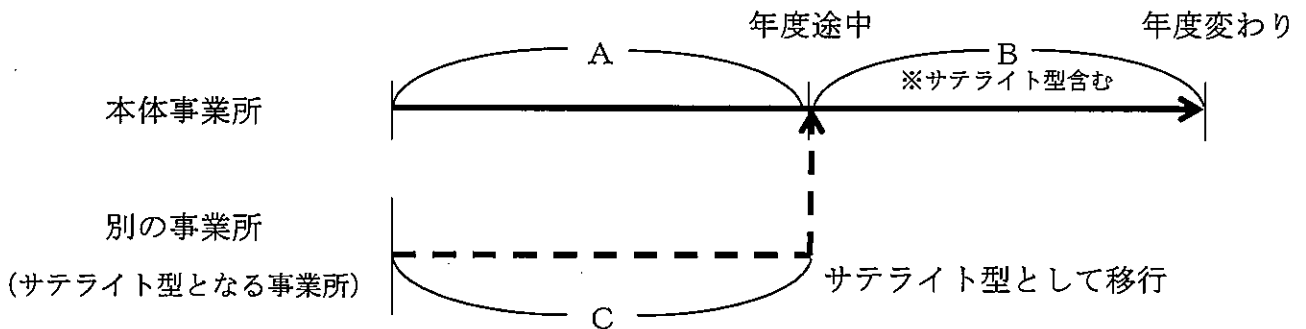
問5 通所介護事業所の事業所規模区分の計算に当たっては、

- ① 原則として、前年度の1月当たりの利用者数により、
 - ② 例外的に、前年度の実績が6月に満たない又は前年度から定員を25%以上変更して事業を行う事業者においては、便宜上、利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数により、
- 事業所規模の区分を判断することとなっているが、サテライト型事業所を設置している場合、①の利用者数、②の利用定員について、それぞれどのように考えればよいか。

(答)

(①について)

- 事業所規模の区分については、事業所規模の実態を適切に反映させる方法により決定されるべきであるため、サテライト型事業所の利用者数を含めて計算する。
- ただし、年度の途中で、別の事業所がサテライト型事業所として移行してきた場合、利用者数に含めて計算するのは、以下のA+B（Cは含めない）となる。



(②について)

- サテライト型事業所の利用定員を含めて計算する。